

新規就農定着促進事業 Q & A (新規就農者向け)

助成対象者について

Q 1 - 1 どのような新規就農者が助成の対象になるのですか。

A 1 - 1

以下の要件を満たす方が助成の対象になります。

平成19年4月以降に就農している又は今年度中に就農すること。
認定就農者¹であること。ただし、既に就農しており、就農計画の認定を受けていない方が助成を希望する場合は、認定就農者に準ずる者²として都道府県知事の認定を受けていること。
就農時点で39歳以下であること。(認定就農者にあつては就農計画の認定申請時点で39歳以下)

- 1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(青年等就農法)第4条第1項の規定により就農計画の認定を受けた者
- 2 農業経営の目標等を定めた新規就農者営農計画を策定し、それが本事業の基準に適合することを都道府県知事に認められた者

Q 1 - 2 認定就農者や認定就農者に準ずる者になるためにはどのような手続きが必要ですか。

A 1 - 2

認定就農者になるためには、自らの農業経営の目標等を定めた就農計画を作成して都道府県知事に提出し、その計画が一定の基準に適合していることを認めてもらう必要があります。

就農計画等の作成方法については普及指導センター等にご相談下さい。

また、認定就農者に準ずる者についても、同様の手続きとなりますので、県・普及指導センターや地域の協議会にご相談下さい。

Q 1 - 3 就農計画が認定されるための基準はどのようなものですか。

A 1 - 3

認定の基準は以下のとおりです。

就農計画が就農促進方針 に照らして適当であること。

就農計画の達成される見込みが確実であること。

過去に受けた研修や今後受ける研修の内容、導入する農業機械・施設の内容が就農計画に定めた農業経営の目標を達成するために適切なものであること。

の就農促進方針に照らして適当であることとは、具体的には、計画に定めた農業所得の目標、年間農業従事日数等が就農促進方針の基準に適合していることです。

就農促進方針は都道府県が定めるものであり、都道府県によって異なりますので、具体的な内容は都道府県、普及指導センターにお問い合わせ下さい。

なお、認定就農者に準ずる者の認定は、助成を申請する際に作成することとしている新規就農者営農計画の目標が就農促進方針に照らして適当であること、新規就農者営農計画に即した経営が行われていることが認定の要件となります。

青年等就農法第3条第1項に基づき青年等の就農の促進に関する基本的な方向等について都道府県知事が定めるもの。

Q 1 - 4 平成19年4月以降に就農し、就農計画の認定申請時点では39歳以下だったが、今は40歳を超えている場合でも助成対象になりますか。

A 1 - 4

助成対象になります。

Q 1 - 5 親の農業経営の下で農業に従事する場合や農業法人に就職する場合も助成対象になるのですか。

A 1 - 5

単に親の農業経営を手伝うような場合や農業法人の雇用就農者は助成の対象にはなりません。親の経営の中で自らが経営責任を有する区分された部門を受け持つ場合には就農計画の認定を受けることで助成の対象になることができます。

Q 1 - 6 自らが経営責任を有する区分された部門を受け持つとは、経理上どのような取り扱いをすればよいですか。

A 1 - 6

部門経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設すること等により自らの経営部門と経営主（親）の経営と明確に区分されている必要があります。詳しくは都道府県又は地方農政局までご相談下さい。

Q 1 - 7 平成19年3月以前より農業法人（又は親の農業経営）で働いていたのですが、本事業を活用して独立しようと考えております。このような場合は、助成対象になりますか。

A 1 - 7

農業法人又は親の農業経営で働いた期間がおおむね1年から5年以内であり、農業従事経験を生かして農業経営を開始するような場合であれば就農計画の認定を受けることで助成対象になります。

また、親の農業を年間数日程度手伝っていたという程度であれば、同じく就農計画の認定を受けることで働いた期間に関係なく助成対象になります。

都道府県知事が特に必要があると認めるときは5年を超えていても就農計画の認定を受けることが出来る場合があります。

Q 1 - 8 平成19年4月以降に就農したことはどのように証明すればよいのですか。

A 1 - 8

農地の権利を取得した時点、農業機械等を購入した時点が平成19年4月以降であることを書面により証明することが必要です。

ただし、農地等の売り手側の都合等により平成19年4月以前に農地等を取得した場合であって、実際に農作業を開始したのが平成19年4月以降の場合には、作業日誌や平成19年3月以前の経歴、住所等により、平成19年4月以降に就農したことを証明する必要があります。

Q 1 - 9 平成22年度以降に就農する予定の場合は助成対象になりますか。

A 1 - 9

本事業は平成21年度中に実施する事業でありますので助成対象とはなりません。

助成対象となる機械・施設等について

Q 2 - 1 どのような農業機械・施設等が対象になるのですか。

A 2 - 1

就農計画又は新規就農者営農計画の内容に即したものであり、1台(1施設)あたりの整備額が50万円以上のものが助成対象になります。(中古の農業機械であっても、残存耐用年数が2年以上のものであれば対象になります。)ただし、軽トラック、倉庫、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、トレーラー、バックホー、除雪機などの農業以外への汎用性の高いものは対象になりません。

また、簡易な土地基盤の整備(畦畔除去、区画形状の改良、暗きょ排水など)も対象になります。

(既設の施設(ビニールハウス等)や農地、立木、家畜、肥料等は対象にはなりません。)

Q 2 - 2 就農計画又は新規就農者営農計画の内容に即しているとは具体的にどのようなことですか。

A 2 - 2

就農計画や新規就農者営農計画には自らの農業経営の目標と目標を達成するために必要な機械や施設の導入に関する事項を定めております。

「就農計画又は新規就農者営農計画の内容に即している」とは、具体的には、助成を受けようとする機械・施設等が、計画に位置づけられているか、又は計画に定めた農業経営の目標を達成するために必要なものであることです。

なお、経営発展の観点から就農計画の内容に即していない機械や施設について助成を受けたい場合は、就農計画を変更する必要があります。

Q 2 - 3 平成21年度に本事業により、機械・施設等を導入し、平成22年度より使う場合も助成の対象になりますか。

A 2 - 3

原則として当該年度に利用するものを対象としますが、募集時期や計画承認の時期との関係などから、次年度当初に使用する機械施設等は対象になりますので、詳しくは地方農政局等にご相談下さい。

なお、将来的に使う見込みがあるというだけでは対象にはなりません。

Q 2 - 4 中古の農業機械は親や親戚から購入しても助成の対象となりますか。

A 2 - 4

生計を一とする親や親戚から購入した中古の農業機械に対して補助することはたとえ経営が区分されていても適当ではないと考えます。それ以外についても、販売店等を通じずに購入する場合、取得価格が適切であるか判断が困難となるため、他の業者等からの見積もりなど適正な価格水準を把握して購入することが必要です。

Q 2 - 5 都道府県・市町村・J A等が独自の助成制度を設けている場合、新規就農定着促進事業と一体的に助成してもらうことはできますか。

A 2 - 5

都道府県・市町村・J A等の独自の助成制度が、国の補助金と一体的に使うことができるものであれば、助成を受けることはできます。

Q 2 - 6 機械・施設等を購入するにあたり、競争入札を実施する必要はありますか。

A 2 - 6

機械・施設等を導入する際には、見積もり合わせや競争入札により、適正価格であることを確認する必要があります。

Q 2 - 7 中古の資材を使ったビニールハウスの設置費は助成の対象になりますか。

A 2 - 7

既設の施設を取得することは対象外ですが、中古の資材を使って新たに施設を設置する場合は助成の対象になります。

Q 2 - 8 導入する農業機械等の規模や能力に制限はありますか。

A 2 - 8

導入する農業機械等の規模や能力は、事業実施主体である協議会、就農計画・新規就農者営農計画を認定する県、補助金を交付する国において審査することになりますので、必要以上に大きい規模・能力の農業機械等の場合は対象になりません。

Q 2 - 9 既に購入している農業機械・施設等についても助成の対象になりますか。

A 2 - 9

本事業では、これから購入する農業機械・施設等が対象になるため、既に購入している農業機械・施設等について遡って助成することはできません。

Q 2 - 10 既に所有している農業機械を更新するような場合も対象になりますか。

A 2 - 10

農業機械を更新しないと、就農計画や新規就農者営農計画に定めた農業経営の目標を達成できないような場合には対象になります。

Q 2 - 11 施設や機械の改良や修繕は対象になるのですか。

A 2 - 11

改良や修繕も対象になりますが、修繕については、天災や自分に責任が無い火災等により被害を受けたものの修復に限ります。

Q 2 - 12 農業機械をリースしようとする場合も助成対象になりますか。

A 2 - 12

本事業は農業機械・施設等の購入に対して助成するものでありますので、リースは対象になりません。

Q 2 - 13 導入する機械について、型式検査又は安全鑑定を受けたものから選定する必要はありますか。

A 2 - 13

農業機械化促進法に基づく型式検査又は独立行政法人農業・食品産業総合技術研究機構（以下「研究機構」という。）が行う安全鑑定の対象機種種の農業機械を導入する場合には、基本的には、型式検査に合格した者又は研究機構により安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定してください。

Q 2 - 14 親の経営から区分した部門として農産物の加工部門を担当する場合に、加工施設は助成対象になりますか。

A 2 - 14

農産加工については、農業生産と一体的に行われ、かつ、当該農業生産を行うに当たり附帯的に導入することが必要となるもののみが助成対象となり、加工部門のみを担当する場合は助成対象とはなりません。

その他

Q 3 - 1 本事業により助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。

A 3 - 1

助成を受けるためには、事業実施主体である地域の協議会 に申請する必要があります。

認定就農者になっていない方は、事業実施主体への申請の前に就農計画又は新規就農者営農計画の都道府県知事の認定を受ける必要があります。

詳しい手続き等については、事業実施主体である地域の協議会等の関係機関にご相談下さい。

地域の協議会は、市町村、都道府県（地方振興局、普及指導センター等）、農業団体等で構成される協議会です。地域にこのような協議会が無い場合には、都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体になる場合もあります。

Q 3 - 2 申請の締め切りはいつですか。

A 3 - 2

予算に限りがありますので、助成を希望する場合はできるだけ早めに事業実施主体である地域の協議会に相談してください。（本事業は平成21年度限りのものです。遅くとも平成21年度中に事業を完了する必要があります。年間の募集の時期や最終的な締め切りの時期は追って公表します。）

Q 3 - 3 助成を受けた新規就農者が農業を辞めた場合は、助成金を返還する必要はありますか。

A 3 - 3

本事業は、機械・施設等の導入に対して助成することにより、新規就農者の経営を早期に安定させ、新規就農者の定着を図ることを目的としたものです。このため、助成を受けた新規就農者が農業を辞めるような場合には、基本的に助成金を返還いただくことになります。

Q 3 - 4 補助残に無利子の就農支援資金を使うことができますか。

A 3 - 4

認定就農者の方は、本事業の補助残に就農支援資金をご活用いただくことは可能です。なお、認定就農者に準じる者の場合には就農支援資金を借り入れることはできません。また、借入には審査がありますので、詳しくは都道府県青年農業者等育成センターやお近くの普及指導センター等にご相談下さい。

なお、就農支援資金を使わずに本事業を活用していただくことは可能です。

Q 3 - 5 本事業の補助残に就農支援資金を借りるための手続きはどのようにしたらよいですか。

A 3 - 5

補助残に就農支援資金を使う場合については、事業の申請を行い、補助金の交付を受けることが決まった後に就農支援資金の貸付申請を行うこととなりますが、事業の申請と併せてあらかじめ都道府県青年農業者等育成センターやお近くの普及指導センター等にご相談下さい。

Q 3 - 6 助成の要件を満たしていれば、申請すれば必ず助成してもらえるのですか。

A 3 - 6

本事業には予算に限りがあることから、全国から予算額以上の申請があった場合については、全ての助成希望者に助成することはできません。

この場合、就農計画や新規就農者営農計画の内容等により助成を決定することを想定しています。